

証券コード 3070

2024年4月10日

(電子提供措置の開始日 2024年4月3日)

株 主 各 位

東京都台東区上野一丁目16番5号

株式会社 アマガサ

代表取締役社長 早 川 良 一

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<http://www.amagasa-co.com/ir/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の議決権行使についてのご案内に従って2024年4月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2024年4月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第34期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-----------|-------------|
| 第 1 号 議 案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号 議 案 | 取締役 5 名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | 監査役 3 名選任の件 |

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

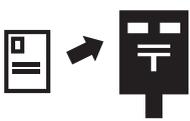
以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求をされていない株主様にも、株主総会参考書類を併せてご送付しております。
 - ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

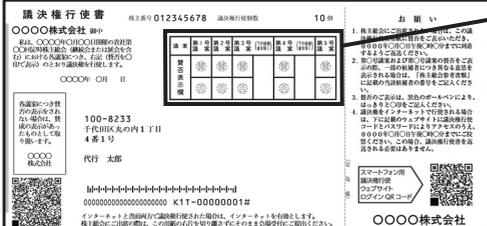
議決権行使についてのご案内



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年4月24日（水曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年4月24日（水曜日） 午後6時入力完了分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年4月25日（木曜日） 午前10時</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

株主番号 012345678 議決権行使期間 10日

お ね い

1. 株主総会に出席し、議決権を行使するに当たってのご議決権行使の意思をこの欄に記入ください。

2. 議決権行使インターネットで議決権の行使をご希望される場合は、「議決権行使書（議決権行使書）」に記載のURLからアクセスしてご記入ください。

3. 議決権行使期間は、議決権行使書の発行日より、議決権行使書の発行日より10日間です。議決権行使書の発行日より10日間を過ぎた場合は、議決権行使権を失効させていただきます。

4. 議決権行使期間は、議決権行使書の発行日より10日間です。議決権行使書の発行日より10日間を過ぎた場合は、議決権行使権を失効させていただきます。

5. 議決権行使期間は、議決権行使書の発行日より10日間です。議決権行使書の発行日より10日間を過ぎた場合は、議決権行使権を失効させていただきます。

6. 議決権行使期間は、議決権行使書の発行日より10日間です。議決権行使書の発行日より10日間を過ぎた場合は、議決権行使権を失効させていただきます。

7. 議決権行使期間は、議決権行使書の発行日より10日間です。議決権行使書の発行日より10日間を過ぎた場合は、議決権行使権を失効させていただきます。

8. 議決権行使期間は、議決権行使書の発行日より10日間です。議決権行使書の発行日より10日間を過ぎた場合は、議決権行使権を失効させていただきます。

9. 議決権行使期間は、議決権行使書の発行日より10日間です。議決権行使書の発行日より10日間を過ぎた場合は、議決権行使権を失効させていただきます。

10. 議決権行使期間は、議決権行使書の発行日より10日間です。議決権行使書の発行日より10日間を過ぎた場合は、議決権行使権を失効させていただきます。

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

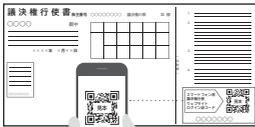
- ※議決権行使書用紙はイメージです。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

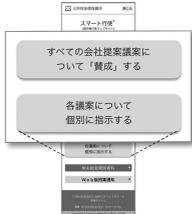
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

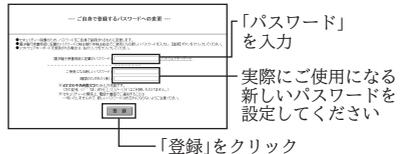
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)

(受付時間 9:00～21:00)

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。



アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/3070/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT ① 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンから「カメラ」か「移動」をご選択ください。「カメラ」を選択いただくと、自動でカメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影することでID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



POINT ② 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

POINT ③ 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を2024年2月29日現在の発行済株式数12,830,000株の4倍に相当する数に拡大させることを目的として、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を現行の31,040,000株から51,320,000株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,040,000株</u> とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>51,320,000株</u> とする。

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、経営体制一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ みや ぎき あきら 宮 崎 明 (1964年10月29日)	1988年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 1997年9月 株式会社ネクサス（現株式会社パイオン）入社 2000年8月 同社取締役 2008年7月 株式会社BCM設立 代表取締役（現任）	—
2	たち かわ みつ あき 立 川 光 昭 (1976年8月6日)	1995年4月 SUNDON TRADING JAPAN入社 1999年9月 株式会社MCM代表取締役 2011年12月 株式会社ラルバホールディングス執行役員 2014年6月 エムグループホールディングスアンドキャピタル株式会社執行役員（現任） 2021年10月 株式会社ネットプライス執行役員会長（現任） 2022年10月 ネットプライス有限責任事業組合組合員（現任） 2023年4月 株式会社フォーシーズHD社外取締役（現任） 2023年4月 当社取締役会長（現任） 2023年7月 GAD有限責任事業組合組合員（現任）	—
3	※ ば ば たか のぶ 馬 場 崇 暢 (1976年8月17日)	1999年4月 アサヒビール株式会社入社 2019年9月 同社量販統括本部量販統括部リテールサポートグループ担当副部長 2021年9月 SCデジタルメディア株式会社（現SCデジタル株式会社）入社 データマーケティングビジネスユニットマネージャー（現任） 2023年12月 株式会社山梨プロスポーツオフィス取締役副社長（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	※ はやし ひかる 林 光 (1973年4月2日)	2000年8月 AQUAFI COMMUNICATIONZ Ltd. (ニュージーランド) 代表取締役 2014年7月 株式会社トランディア代表取締役(現任) 2020年4月 株式会社ネットプライス執行役員(現任) 2023年11月 株式会社ANAP社外取締役(現任)	—
5	やま もと かず ひろ 山 本 和 弘 (1968年7月1日)	1991年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会社)入社 1996年12月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社 1997年10月 チェース証券会社東京支店(現JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー)入社 1998年10月 パリバ銀行東京支店(現BNPパリバ銀行東京支店)入社 2002年4月 HVBキャピタル証券会社東京支店入社 2007年10月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2009年9月 クロノス・キャピタル合同会社設立 代表社員(現任) 2010年8月 株式会社シグナルライフ代表取締役 2015年5月 東京インフラアセットマネジメント株式会社取締役 2018年4月 Bit Point Hong Kong Limited (香港法人) Director 2020年5月 ナインシグマ・ホールディングス株式会社CFO 2022年4月 株式会社イフィネクスジャパン取締役副社長CFO(現任) 2023年4月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 立川光昭氏は2024年1月31日時点における当社の主要株主である筆頭株主のGAD有限責任事業組合の組合員であります。また、立川光昭氏及び林光氏が執行役員を務める株式会社ネットプライスと当社は、EC事業や多角化事業の拡大に向けた業務提携を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山本和弘氏は社外取締役候補者であります。
4. 山本和弘氏を社外取締役候補者とした理由は、金融業界等において長年培われた知識及び会社経営に携わる豊富な経験を有しており、その幅広い見識に基づき取締役会の審議においても適宜助言、提言をいただいております。同氏が社外取締役に再任された場合は、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待したためであります。
5. 当社は山本和弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との

間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しており、その総払込保険料に対する負担割合は約9%であります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 山本和弘氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ きぬ い りゅう へい 絹 井 隆 平 (1967年4月22日)	1992年4月 山一證券株式会社入社 1998年7月 デンタルサポート株式会社入社 2000年2月 株式会社デンタル・コムスン設立取締役 2001年1月 エース証券株式会社入社 2007年3月 ブルームバーグ・エル・ピー入社 2017年4月 Zero to One合同会社設立代表社員（現任）	—
2	※ おお くら さとる 大 倉 悟 (1961年12月20日)	1982年4月 法務省矯正局付法務事務官 2005年4月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社役員社長室長・法務部長・人事部長・システム部長兼務 2009年3月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社法務顧問 2009年3月 株式会社メディックス・キャピタル代表取締役（現任） 2020年8月 株式会社ウェルメディカルホールディングス最高顧問（現任）	—
3	※ ゆの き よう すけ 柚 木 庸 輔 (1979年12月18日)	2004年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）静岡事務所入所 2010年11月 税理士法人タックスアイズ入所 2012年6月 公認会計士・税理士柚木庸輔事務所開業（現任） 2016年8月 株式会社YUNOKI ACCOUNTING PARTNERS設立 代表取締役社長（現任） 2018年9月 日本仮想通貨交換業協会（JVCEA）入社 2020年3月 フレセッツ株式会社取締役COO兼CFO 2021年2月 同社CEO 2022年1月 ウィブル証券株式会社監査役（現任） 2023年4月 株式会社KACHIEL監査役（現任）	—

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 絹井隆平氏、大倉悟氏及び柚木庸輔氏は社外監査役候補者であります。
4. 絹井隆平氏を社外監査役候補者とした理由は、金融業界において長年培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただけることを期待したためであります。
5. 大倉悟氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者として豊富な経験と、専門的な見識を基に、経営全般の監視と有用な助言を期待したためであります。
6. 柚木庸輔氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社の監査体制の強化等の役割を期待したためであります。

7. 当社は絹井隆平氏、大倉悟氏及び柚木庸輔氏が選任された場合3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しており、その総払込保険料に対する負担割合は9%であります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 絹井隆平氏、大倉悟氏及び柚木庸輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

事業報告

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ移行したことより行動制限等が緩和され、消費活動に回復の兆しが見え始めた一方、ロシア・ウクライナ問題の長期化、原材料・エネルギー価格の高騰によるインフレ圧力の高まり、世界的な金融引締め等による景気後退リスクなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

婦人靴業界におきましては、生活様式の変化や物価高騰を背景にした個人の消費スタイルが、より慎重なものに変化するなど、婦人靴の市場規模は縮小傾向にあり、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当連結会計年度につきましては、事業再生のための基盤の整備と事業モデルの変革に向けた取り組みに努めました。

これらの結果、売上高919百万円(前年同期比34.0%減)、営業損失573百万円(前年同期は634百万円の営業損失)、経常損失578百万円(前年同期は671百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失596百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失697百万円)となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの経営成績は以下のとおりであります。なお、「卸売事業」からは前連結会計年度において撤退しており、一部の取引先と取引が継続しているものの金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「小売事業」に含めて記載しております。また、報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」は、量的基準を満たしたため、報告セグメントの「その他事業」として記載しています。なお、セグメントの経営成績については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しております。

(小売事業)

小売事業におきましては、直営店の新規出店はなく、神戸マルイ店、マルイシティ横浜店を閉店いたしました。これにより当連結会計年度の末日である1月31日現在における直営店舗数は3店舗となりました。また、前連結会計年度に行った不採算店舗の整理による経費項目の削減効果から、小売事業における売上高は366百万円(前年同期比47.1%減)、営業損失は8百万円(前年同期は営業損失116百万円)となりました。

(EC事業)

EC事業におきましては、SNSを経由した顧客コミュニケーションの強化や販促、サイトへの流入を促す広告の強化、自社サイトでは新規会員の獲得とその維持のための施策としてメールマガジンやLINEの配信などを積極的に行いました。自社サイトでは靴の選び方や収納のガイドなど商品以外のコンテンツも充実させるとともに、コスメブランド「JB beauty」の販売を2023年2月から開始いたしました。また、靴デザインやパーツなどを好きな組み合わせで作れるカスタムオーダーシューズは、2023年モデルの販売を3月から開始しています。しかしながらサイトへの訪問者数の減少や積極的な値引き施策により、EC事業における売上高は552百万円(前年同期比8.5%減)、営業利益48百万円(前年同期比33.6%減)となりました。

(その他事業)

その他事業は、主力である婦人靴以外の事業領域の拡大のため、美術品販売等の事業、SDGs関連商品の販売、ブランド品の販売及びゲーム関連事業に取り組んでおり、将来的な売上高の増加・収益向上を目指しています。ゲーム関連事業においては、靴をテーマにしたタイムマネジメント型ゲームの開発を進めて参りましたが、開発に遅れが生じ、いまだリリースの時期が見通せないため減損損失を計上しました。現状では、いずれの事業においても、まだ費用が先行する状態であり、売上高は0百万円(前年同期92.3%減)、営業損失は23百万円(前年同期は営業損失8百万円)となりました。

事業別売上高

事業区別	第33期 (2023年1月期)		第34期(当連結会計年度) (2024年1月期)	
	金額	構成比	金額	構成比
小売事業	693,219千円	49.8%	366,871千円	39.9%
EC事業	603,313	43.3	552,186	60.0
卸売事業	88,045	6.3	—	—
その他事業	8,945	0.6	688	0.1
合計	1,393,523	100.0	919,746	100.0

直営店舗の状況（2024年1月31日現在）

所在地	セグメント	店舗名
関東地方	小売事業	JELLY BEANS 有楽町マルイ店（東京都千代田区） JELLY BEANS 上野店（東京都台東区）
近畿地方	小売事業	JELLY BEANS 天王寺M I O店（大阪府天王寺区）
関東地方	その他事業	Kuromon Sustainable Square（東京都台東区） BRAND HUNTER 上野店（東京都台東区）

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、3百万円の設備投資を実施いたしました。

その主な内容は、システム機器購入に伴う工具器具備品3百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、新株予約権の行使により591百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2021年 1 月期)	第 32 期 (2022年 1 月期)	第 33 期 (2023年 1 月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2024年 1 月期)
売 上 高 (千円)	2,385,328	1,568,356	1,393,523	919,746
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△786,527	△861,682	△697,670	△596,311
1 株 当 たり (円) 当期純損失 (△)	△254.15	△161.27	△80.68	△54.68
総 資 産 (千円)	1,372,735	948,967	647,243	596,433
純 資 産 (千円)	66,053	322,418	116,542	113,469
1 株当たり純資産額 (円)	17.89	41.85	11.12	8.48

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
天笠靴業(上海)有限公司	300千米ドル	100.0%	中国からの商品調達
合同会社J B G A M E S	1百万円	100.0%	ゲームソフトの制作及び運用

(注) 天笠靴業(上海)有限公司は清算手続き中であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、抜本的な改善を実行するため以下の課題に対し重点的に取り組んでまいります。

1. 直営店舗および百貨店店舗の効率化と収益の確保

直営店舗や百貨店における不採算店舗の撤退を進めてきた事により一定の効果を得ているものの、引き続き各店舗の採算性を注視し効率化と収益の確保を目指します。百貨店との取引においては、短期の催事への出店を積極的に検討し売上増大に取り組めます。EC事業の売上が婦人靴事業の中核となる中で、直営店舗および百貨店店舗については、お客様との接点を活かしながらブランドを発信する拠点として活用していきます。

2. EC事業を軸とした事業収益の改善

これまで、当社主力事業であった小売事業を縮小させ、ECサイト販売を重視する方向で諸施策を展開した結果、EC事業は一定の伸びを示し、売上全体に占める割合も上昇しております。全社の事業収益の改善に向けて、EC事業を軸として、更なるオムニチャネル化体制及びセールスプロモーションの強化に取り組み積極的な販売活動を実施してまいります。

3. 販売方法の見直しと強化、在庫管理の徹底

シーズン毎に提案し仕入れた商品の販売について、想定する販売期間内にてしっかり売り切れるよう販売戦略を見直し強化します。顧客の需要を分析しタイムリーな販売価格の決定と迅速な判断で翌シーズンへ持ち越す在庫数を極力少なくし在庫回転率を向上させる取り組みを行い、マーチャンダイザーや在庫コントローラーの役割を明確にし在庫管理を徹底します。

4. 事業領域拡大事業

既存の主力事業である婦人靴の小売事業及びEC事業だけでなく、主力事業に付随する新たな事業を模索・展開していくことで将来的な売上高の増加・収益確保を図ってまいります。既に取り組みを開始しているSDGs関連商品や美術品等の販売においては、取扱商品や顧客へのアプローチ方法を再検討し、新たな事業の領域拡大を目指してまいります。

5. 継続した資金調達の実施による財務基盤の安定化

当社は、2020年1月、2021年4月及び2022年4月に第三者割当による新株予約権の発行を行い、円滑な権利行使が進む中、資本の充実を図ってまいりました。当連結会計年度の末日において当該新株予約権による資金調達額は2,642,880千円となり、事業領域拡大資金等に充当しております。なお、2024年1月末時点の未行使新株予約権の調達可能額は813,460千円であり、当社としては、継続して既存の新株予約権未行使分における行使状況の把握を行い、また、必要であると判断した場合は行使価額の引き下げや追加的な資本増強による資金調達を検討するなど財務基盤の安定化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

当社は、ノンレザー素材を用いたカジュアル婦人靴のデザイン・企画及び小売を主な事業としております。

自社企画商品である「JELLY BEANS」(ジェリービーンズ)等のオリジナルブランドを冠したカジュアルノンレザー婦人靴を、実店舗やWEB通販により小売販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年1月31日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都台東区
直営小売店舗	東京都千代田区、他2店舗

(7) 従業員の状況 (2024年1月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	8名減	38.7歳	11.3年

(注) 1. 従業員数は、役員を除く期末就業人員数であり、役員及び使用人兼務取締役を含んでおりません。

2. 従業員が前連結会計年度末に比べ8名減少しておりますが、その主な理由は直営店舗閉店によるもの及び通常の自己都合退職によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	214,502千円

2. 株式の状況 (2024年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 31,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,590,000株 (うち自己株式 56,889株)
- (3) 株主数 24,886名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
GAD有限責任事業組合	1,500,000株	11.97%
株式会社ネットプライス	1,200,000	9.57
天笠 悦藏	549,100	4.38
楽天証券株式会社	254,600	2.03
マネックス証券株式会社	139,901	1.12
天笠 民子	119,400	0.95
横川 武史	90,000	0.72
寺川 勲雄	70,000	0.56
株式会社SBI証券	66,000	0.53
天笠 竜藏	61,400	0.49

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第三位を四捨五入しております。
2. 当事業年度の末日後の2024年2月15日にGAD有限責任事業組合は上記の当社株式1,500,000株を、株式会社ネットプライスは上記の当社株式の一部750,000株を須田忠雄氏に譲渡しました。その結果、大株主の状況に変動が生じております。
3. 当事業年度の末日後、2024年3月25日までの間に第3回新株予約権の一部行使により、発行済株式の総数が240,000株増加し12,830,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社の役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

イ. 2021年4月27日の定時株主総会決議に基づき発行した第2回新株予約権

割当日	2021年4月28日
新株予約権の総数	480個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式4,800,000株（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額	総額7,920,000円（新株予約権1個につき16,500円）
行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額284円（1株あたり）</p> <p>本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができるものとする。これに基づき行使価額の修正が決議された場合、適時開示する。当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合にはのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。</p> <p>なお、修正後の行使価額が158円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p>
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に200個（2,000,000株）、アドミラルキャピタル株式会社に120個（1,200,000株）、株式会社みらい知的財産技術研究所に80個（800,000株）、株式会社ジオブレインに30個（300,000株）、株式会社Caia Projectに30個（300,000株）、株式会社ジャパンシルバークリーフに20個（200,000株）
行使期間	2021年4月29日から2024年4月28日

その他	<p>① 取得条項</p> <p>本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり16,500円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>② 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。</p>
-----	---

- (注) 1. 上記の個数は発行時の個数であり、権利行使後の当事業年度末時点での残存新株予約権数は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有分が70個(700,000株)、アドミラルキャピタル株式会社保有分が66個(660,000株)、株式会社みらい知的財産技術研究所保有分が80個(800,000株)、株式会社Caia Project保有分が30個(300,000株)であり、株式会社ジオブレイン及び株式会社ジャパンシルバーフリースは保有していません。
2. 上記の行使価額は発行時の行使価額であり、2023年12月15日開催の取締役会決議により行使価額を修正し下限行使価額の158円といたしました。

ロ. 2022年4月27日の定時株主総会決議に基づき発行した第3回新株予約権

割当日	2022年4月28日
新株予約権の総数	800個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式8,000,000株（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額	総額8,000,000円（新株予約権1個につき10,000円）
行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額249円（1株あたり）</p> <p>本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができるものとする。これに基づき行使価額の修正が決議された場合、適時開示する。当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、行使価額の修正後の新たな修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。</p> <p>なお、修正後の行使価額が125円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p>
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に400個（4,000,000株）、株式会社ジャパンシルバーフリースに200個（2,000,000株）、アドミラルキャピタル株式会社に100個（1,000,000株）、株式会社ジオブレインに100個（1,000,000株）
行使期間	2022年4月29日から2025年4月28日

その他	<p>① 取得条項</p> <p>本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の1年後の日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知したうえで、本新株予約権1個当たり10,000円の価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>② 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。</p>
-----	---

- (注) 1. 上記の個数は発行時の個数であり、2023年2月22日付でマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有分の167個及びアドミラルキャピタル株式会社保有分の83個が株式会社ネットプライスへ譲渡されました。また、権利行使後の当事業年度末時点での残存新株予約権数は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社保有分が124個(1,240,000株)、株式会社ジャパンシルバーフリース保有分が134個(1,340,000株)、株式会社ジオブレイン保有分が29個(290,000株)、株式会社ネットプライス保有分が30個(300,000株)であり、アドミラルキャピタル株式会社は保有していません。
2. 上記の行使価額は発行時の行使価額であり、2023年12月15日開催の取締役会決議により行使価額を修正し134円といたしました。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早川良一	モバイルリンク株式会社取締役 有限会社増田製麺取締役 株式会社みらい知的財産技術研究所取締役 株式会社ストライダーズ取締役会長
取締役会長	立川光昭	エムグループホールディングスアンドキャピタル株式会社執行役員 株式会社ネットプライス執行役員 会長 ネットプライス有限責任事業組合組合員 株式会社フォーシーズHD社外取締役 GAD有限責任事業組合組合員
取締役	市川裕二	管理系業務担当財務経理部長
取締役	山本和弘	クロノス・キャピタル合同会社代表社員 株式会社イフィネクスジャパン取締役副社長CFO
常勤監査役	池田かおる	株式会社北三陸ファクトリー監査役 株式会社ギア監査役
監査役	塩月潤道	株式会社サニクリーン監査室顧問 株式会社アスマーク社外取締役
監査役	角田亮	

- (注) 1. 取締役山本和弘氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役塩月潤道氏及び角田亮氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役池田かおる氏は、公認会計士の資格を有しており、また過去に税理士登録の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外監査役塩月潤道氏及び角田亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度における取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
立川光昭	—	取締役	2023年4月26日
山本和弘	—	取締役	2023年4月26日

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
高橋 隆行	2023年4月26日	任期満了	取締役
新井 雄一郎	2023年4月26日	任期満了	取締役 株式会社YK Asset Solutions 代表取締役 成田空港商事株式会社取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は被保険者が一部負担しており、その総払込保険料に対する負担割合は約9%であります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役です。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役及び社外取締役の意見を聴取したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

具体的には、各取締役の報酬の決定は、株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内で、2023年4月26日開催の取締役会の決議により一任を受けた代表取締役社長が各取締役の責任、役割、業界の水準、会社従業員給与のバランスを考慮し、総合的に決定することとしております。また、中長期的な視点での経営を目指していることから、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用せず固定報酬のみとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年3月29日開催の第16回定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役は6名です。

監査役の報酬限度額は、2005年3月28日開催の第15回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の監査役は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長早川良一が決定方針に沿って決定しております。

その権限の内容は取締役の個人別の固定報酬の金額についての決定であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の意見を聴取する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	6名	13,500千円
(うち社外取締役)	(2名)	(2,400千円)
監査役	3名	4,800千円
(うち社外監査役)	(2名)	(2,400千円)
合計	9名	18,300千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には2023年4月26日をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	山 本 和 弘	クロノス・キャピタル合 同会社代表社員 株式会社イフィネクスジ ャパン取締役副社長CFO	特別の関係はありません。
監査役	塩 月 潤 道	株式会社サニクリーン監 査室顧問 株式会社アスマーク社外 取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役が果 たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役	山 本 和 弘	12回中12回	—	金融業界等において長年培 われた知識及び会社経営に 携わる豊富な経験と見識か ら適宜必要な発言を行って おります。
監査役	塩 月 潤 道	16回中15回	15回中14回	金融機関における長年の豊 富な実務経験を活かし、財 務・会計の専門的な知見か ら適宜必要な発言を行って おります。
	角 田 亮	16回中16回	15回中15回	長年にわたるメディア業界 に従事し培った豊富な経験 と幅広い知見から、適宜必 要な発言を行っております。

(注) 取締役山本和弘氏は2023年4月26日開催の第33回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は12回であります。

③ 報酬等の総額

当事業年度における社外役員（4名）への報酬等の総額は、4,800千円であり
ます。なお、2023年4月26日をもって退任した社外役員1名を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 海南監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討し、必要であると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会倫理・法令・社内規程を遵守するとともに、その精神を重視した適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (ii) 「コンプライアンス規程」等諸規程を整備・改定し、社長直轄内部監査室及び社外を含む監査役を選任することにより、問題がある部署の改善と取締役の職務執行に対する監査機能の維持・向上に努める。
 - (iii) コンプライアンスを重要なテーマとして、取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を適宜開催し、その委員会において各法令事項等について教育、研修し、社員へのフィードバックに努める。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
稟議書、取締役会等の意思決定に係る情報は、「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、その保存媒体に応じ適切な状態で記録・保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) リスク管理の基本的事項を「リスク管理基本規程」に定め、同規程に基づき、当社及び子会社のリスク管理体制を構築する。
 - (ii) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、原則として週1回社長が主宰する「経営会議」等によりその重要度を評価し、対策を検討する。
 - (iii) 不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害を最小限度に止める体制を整える。
 - (iv) 監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告し、取締役会で定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (v) 企業不祥事が発生した場合、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止に努める。
 - (vi) 専門部署の設置により、品質管理の徹底を図る。
 - (vii) 災害等の発生に備えて、防災用品の備置や防災管理規程及び防災マニュアルの整備等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、当社及び子会社の年次経営計画に基づく各事業部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われているかを分析し、それを評価することにより事業活動の達成・改善を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会が監査役と協議のうえ、これを指名することとする。同使用人の指揮は、監査役が行い、評価、人事異動、給与等の改定は、監査役の同意を得たうえで決定することで、監査役の指示の実効性及び取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。

(ii) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び業務又は業績に重大な影響を与える事項について、内部通報制度を通じてなど、直ちに監査役に報告し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(iii) 前項の報告者に対し、報告を理由とした如何なる不利益取扱いを行ってはならない旨を「公益通報者保護規程」に定め、運用を徹底する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、当該請求が適正でない場合を除き、適切に処理を行う。

(ii) 内部監査室や監査法人とも情報交換を行い、連携し監査を有効に行う体制を確保する。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

(i) 「企業倫理指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を取り、一切の関係を遮断すると定め、不当要請等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

(ii) 反社会的勢力排除活動の推進体制は、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、被害防止に向けた体制整備に努める。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (i) 内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- (ii) 仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば、必要な是正措置を行い、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 子会社の経営については、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- (ii) 当社の内部監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が徹底されているか、検証を行う。
- (iii) 子会社は、四半期毎に当社の取締役会に営業報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システムの全般的な状況は、当社の内部監査室が中心となり、重要な不備が存在していないか常時モニタリングにより点検し適切な運用が行えるよう取り組んでおります。

また、同部門が中心となって金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見、発生の回避を目的として、公益通報者保護規程の見直しを実施し、ヘルプラインとして内部通報制度を設置しております。当該制度については、全社に告知し周知を図り、取締役及び監査役並びに使用人の全員が法令遵守のマインドをもって執務できるよう体制を整備しております。

また、相談内容が常勤監査役に報告される体制、通報を行った者が不利益取扱いを受けない体制を規定し、運用を推進しております。

③ リスク管理

経営に関する重大な損失又は不利益等を管理するためリスク管理基本規程を制定し、経営会議等においてリスクの存在、把握、評価、対応策の検討を実施することにより不断の検証、管理を行っております。

また、社内システムを有効に活用し、迅速な情報の共有はもとより、不測の事態に対応する体制の構築に努めております。

④ 企業集団の経営管理

当社の企業集団を組成する子会社の経営管理については、その経営状態、経理の状況について四半期毎に当社の取締役会に報告を行い、当社の財務経理部が統括的な管理を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	566,768	流 動 負 債	254,231
現金及び預金	310,055	支払手形及び買掛金	16,741
受取手形及び売掛金	86,290	電子記録債務	1,834
商品及び製品	133,896	契約負債	13,074
未収消費税等	28,773	一年内返済予定の長期借入金	33,096
そ の 他	7,751	リース債務	752
固 定 資 産	29,665	未払金	88,721
有形固定資産	0	未払法人税等	15,535
無形固定資産	0	株主優待引当金	83,328
投資その他の資産	29,665	そ の 他	1,147
投資有価証券	4,416	固 定 負 債	228,732
差入保証金	18,633	長期借入金	181,406
そ の 他	6,615	リース債務	379
資 産 合 計	596,433	退職給付に係る負債	46,946
		負 債 合 計	482,963
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	84,091
		資 本 金	1,635,635
		資 本 剰 余 金	1,558,135
		利 益 剰 余 金	△3,038,596
		自 己 株 式	△71,083
		その他の包括利益累計額	22,149
		そ の 他 有 価 証 券	△549
		評 価 差 額 金	22,699
		為 替 換 算 調 整 勘 定	7,229
		新 株 予 約 権	113,469
		純 資 産 合 計	113,469
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	596,433

連結損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		919,746
売上原価		387,895
売上総利益		531,851
販売費及び一般管理費		1,105,155
営業損失		573,304
営業外収益		
受取利息	255	
受取配当金	271	
雑収入	720	
その他の	195	1,442
営業外費用		
支払利息	1,873	
為替差損	3,546	
その他の	1,351	6,772
経常損失		578,634
特別利益		
固定資産売却益	3,129	3,129
特別損失		
減損損失	16,862	16,862
税金等調整前当期純損失		592,367
法人税、住民税及び事業税	3,944	3,944
当期純損失		596,311
親会社株主に帰属する当期純損失		596,311

連結株主資本等変動計算書

（ 2023年2月1日から
2024年1月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年2月1日 期首残高	1,338,560	1,261,060	△2,442,284	△71,076	86,259
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	297,075	297,075			594,150
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△596,311		△596,311
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中の 変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	297,075	297,075	△596,311	△6	△2,168
2024年1月31日 期末残高	1,635,635	1,558,135	△3,038,596	△71,083	84,091

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023年2月1日 期首残高	△1,043	21,127	20,084	10,199	116,542
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行				△2,970	591,180
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△596,311
自己株式の取得					△6
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中の 変動額（純額）	493	1,571	2,065		2,065
当連結会計年度中の変動額合計	493	1,571	2,065	△2,970	△3,073
2024年1月31日 期末残高	△549	22,699	22,149	7,229	113,469

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、2016年1月期以降、売上高が減少傾向にあったところに、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、売上高は大きく減少、当連結会計年度を含めると6期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの計上、並びに8期連続した親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあります。当連結会計年度においては、売上高は919,746千円で前連結会計年度に比較して34.0%減少し、営業損失573,304千円及び親会社株主に帰属する当期純損失596,311千円を計上いたしました。

また、当面の先行きも不透明である状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループでは当該状況を解消すべく、以下の事業施策により収益性を高め、財務施策により資金繰りの改善を図ります。

事業施策

1. 直営店舗および百貨店店舗の効率化と収益の確保

直営店舗や百貨店における不採算店舗の撤退を進めてきた事により一定の効果をj得ているものの、引き続き各店舗の採算性を注視し効率化と収益の確保を目指します。百貨店との取引においては、短期の催事への出店を積極的に検討し売上増大に取り組みます。EC事業の売上が婦人靴事業の中核となる中で、直営店舗および百貨店店舗については、お客様との接点を活かしながらブランドを発信する拠点として活用していきます。

2. EC事業を軸とした事業収益の改善

これまで、当社主力事業であった小売事業を縮小させ、ECサイト販売を重視する方向で諸施策を展開した結果、EC事業は一定の伸びを示し、売上全体に占める割合も上昇しております。全社の事業収益の改善に向けて、EC事業を軸として、更なるオムニチャネル化体制及びセールスプロモーションの強化に取り組み積極的な販売活動を実施してまいります。

3. 販売方法の見直しと強化、在庫管理の徹底

シーズン毎に提案し仕入れた商品の販売について、想定する販売期間内にてしっかり売り切れるよう販売戦略を見直し強化します。顧客の需要を分析しタイムリーな販売価格の決定と迅速な判断で翌シーズンへ持ち越す在庫数を極力少なくし在庫回転率を向上させる取り組みを行い、マーチャンダイザーや在庫コントローラーの役割を明確にし在庫管理を徹底します。

4. 事業領域拡大事業

既存の主力事業である婦人靴の小売事業及びEC事業だけでなく、主力事業に付随する新たな事業を模索・展開していくことで将来的な売上高の増加・収益確保を図ってまいります。既に取り組みを開始しているSDGs関連商品や美術品等の販売においては、取扱商品や顧客へのアプローチ方法等を再検討し、新たな事業の領域拡大を目指してまいります。

財務施策

継続した資金調達の実施による財務基盤の安定化

当社は、2020年1月、2021年4月及び2022年4月に第三者割当による新株予約権の発行を行い、円滑な権利行使が進む中、資本の充実を図ってまいりました。当連結会計年度の末日において当該

新株予約権による資金調達額は2,642,880千円となり、事業領域拡大資金等に充当しております。なお、2024年1月末時点の未行使新株予約権の調達可能額は813,460千円であり、当社としては、継続して既存の新株予約権未行使分における行使状況の把握を行い、また、必要であると判断した場合は行使価額の引き下げや追加的な資本増強による資金調達を検討するなど財務基盤の安定化に取り組んでまいります。

以上の施策をもって抜本的な改善をしていく予定ですが、事業施策及び財務施策の実現可能性は市場の需要動向等の今後の外部環境の影響を受け、新株予約権の行使や追加的な資本増強による調達について確約されるものではないことから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な子会社の名称 天笠靴業（上海）有限公司
合同会社 J B GAMES

なお、天笠靴業（上海）有限公司は、清算手続き中であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社は定率法により、連結子会社は定額法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づくクーポン利用による売上値引発生に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売

当社グループの顧客との契約から生じる履行義務は、小売（直営店、百貨店）、ECにおける靴等の商品販売の提供であり、顧客に商品を引き渡した時点でその対価としての収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ. 自社ポイント

商品の販売時に顧客に付与したポイントについては、付与したポイントを顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、顧客がポイントを売上値引として利用した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法 当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 133,896千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞在在庫と判断し、長期滞在在庫の評価時点の取得原価の全額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

なお、当該見積りには、将来の不確実な市場環境等の影響を受ける場合があります。翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,943千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地 域	主 な 用 途	種 類	金 額 (千 円)
株式会社アマガサ 関東地方	共 用 資 産	工具、器具及び備品、商標権	2,317
合同会社JB GAMES (東京都台東区)	そ の 他 事 業 開 発 コ ン テ ン ツ	ソ フ ト ウ ェ ア	14,544

当社グループは事業形態の違いにより、小売事業、EC事業及びその他事業にグルーピングし、小売事業は各店舗別にグルーピングしております。また、本社等の全社的な資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

工具、器具及び備品、商標権については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、減損の兆候を共用資産を含む、より大きな単位で検討し、減損の兆候が認められたため、また、ソフトウェアについては、リリースの時期が見通せず、当初予定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を正味売却価額に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その主な内訳は、「工具、器具及び備品」2,103千円、「商標権」213千円、「ソフトウェア」14,544千円です。

なお、正味売却価額については、零としております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	9,620,000株	2,970,000株	－株	12,590,000株
自己株式				
普通株式	56,848株	41株	－株	56,889株

(注) 発行済株式の総数の増加2,970,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

自己株式の総数の増加41株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式

5,630,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性及び流動性を重視し、短期的な預金等に限定しております。また、必要な資金は第三者割当による増資及び銀行等金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規定に従い、取引先の与信管理を定期的に行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に株価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。差入保証金は、本社、直営店舗の敷金に伴う預託金であり、取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先の信用状況等の把握に努めております。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務については、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としております。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、資金繰り計画を作成し定期的に更新することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	4,416	4,416	—
(2)差入保証金	18,633	18,551	△82
資産計	23,050	22,968	△82
(1)長期借入金(注2)	214,502	209,488	△5,013
負債計	214,502	209,488	△5,013

(注1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未収消費税等」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	310,055	—	—	—
受取手形及び売掛金	86,290	—	—	—
未収消費税等	28,773	—	—	—
差入保証金	10,262	8,371	—	—
合計	435,382	8,371	—	—

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	33,096	33,096	33,096	33,096	33,096	49,022
合計	33,096	33,096	33,096	33,096	33,096	49,022

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,416	—	—	4,416
資産計	4,416	—	—	4,416

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	18,551	—	18,551
資産計	—	18,551	—	18,551
長期借入金	—	209,488	—	209,488
負債計	—	209,488	—	209,488

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			計
	小売事業	EC事業	その他事業	
顧客との契約から生じる収益	366,871	552,186	688	919,746
外部顧客への売上高	366,871	552,186	688	919,746

(注)「その他事業」は美術品や雑貨の販売、インバウンド関連事業等であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約負債は次のとおりです。なお、当社グループにおいて、契約資産はありません。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	96,713千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	86,290
契約負債（期首残高）	10,584
契約負債（期末残高）	13,074

契約負債は主に、当社グループが付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されております。

- ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末におけるポイントに係る残存履行義務に配分された取引価格の総額は13,074千円であり、当社グループは、当該履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 8円48銭
 (2) 1株当たり当期純損失 54円68銭

10. 重要な後発事象に関する注記

第3回新株予約権の行使による増資

当連結会計年度の末日後、2024年3月25日までの間に第3回新株予約権の一部行使が行われました。当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

①行使新株予約権個数	24個
②資本金の増加額	16,200千円
③資本準備金の増加額	16,200千円
④増加した株式の種類及び株数	普通株式 240,000株

11. その他の注記

千円単位の記載は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	536,946	流動負債	254,161
現金及び預金	280,233	電子記録債務	1,834
売掛金	86,290	買掛金	16,741
商品及び製品	133,896	一年内返済予定の長期借入金	33,096
前払費用	6,145	リース債務	752
未収消費税等	28,773	未払金	88,721
その他	1,606	未払法人税等	15,465
		契約負債	13,074
		前受金	165
		預り金	981
		株主優待引当金	83,328
固定資産	58,293	固定負債	228,732
有形固定資産	0	長期借入金	181,406
無形固定資産	0	リース債務	379
投資その他の資産	58,293	退職給付引当金	46,946
投資有価証券	4,416	負債合計	482,893
関係会社出資金	28,628	純資産の部	
差入保証金	18,633	株主資本	105,667
その他	6,615	資本金	1,635,635
資産合計	595,240	資本剰余金	1,558,135
		資本準備金	1,558,135
		利益剰余金	△3,017,020
		その他利益剰余金	△3,017,020
		別途積立金	68,035
		繰越利益剰余金	△3,085,055
		自己株式	△71,083
		評価・換算差額等	△549
		その他有価証券	△549
		評価差額金	△549
		新株予約権	7,229
		純資産合計	112,346
		負債・純資産合計	595,240

損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		919,746
売上原価		388,282
売上総利益		531,464
販売費及び一般管理費		1,101,643
営業損失		570,178
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	271	
雑収入	720	
その他	188	1,179
営業外費用		
支払利息	1,873	
為替差損	3,520	
その他	758	6,151
経常損失		575,150
特別損失		
減損損失	2,317	
関係会社出資金評価損	14,970	17,288
税引前当期純損失		592,438
法人税、住民税及び事業税	3,827	3,827
当期純損失		596,266

株主資本等変動計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
			別 積 立	途 金	繰 越 利 益 余 金	
2023年2月1日期首残高	1,338,560	1,261,060	1,261,060	68,035	△2,488,788	△2,420,753
当事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	297,075	297,075	297,075			
当期純損失 (△)					△596,266	△596,266
自己株式の取得						
株主資本以外の 項目の当事業年度中 の変動額 (純額)						
当事業年度中の変動額合計	297,075	297,075	297,075	—	△596,266	△596,266
2024年1月31日期末残高	1,635,635	1,558,135	1,558,135	68,035	△3,085,055	△3,017,020

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2023年2月1日期首残高	△71,076	107,790	△1,043	△1,043	10,199	116,946
当事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		594,150			△2,970	591,180
当期純損失 (△)		△596,266				△596,266
自己株式の取得	△6	△6				△6
株主資本以外の 項目の当事業年度中 の変動額 (純額)			493	493		493
当事業年度中の変動額合計	△6	△2,123	493	493	△2,970	△4,600
2024年1月31日期末残高	△71,083	105,667	△549	△549	7,229	112,346

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2016年1月期以降、売上高が減少傾向にあったところに、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、売上高は大きく減少、当事業年度を含めると6期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの計上、並びに8期連続した当期純損失を計上している状況にあります。当事業年度においては、売上高は919,746千円で前事業年度に比較して34.0%減少し、営業損失570,178千円及び当期純損失596,266千円を計上いたしました。

また、当面の先行きも不透明である状況から継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では当該状況を解消すべく、以下の事業施策により収益性を高め、財務施策により資金繰りの改善を図ります。

事業施策

1. 直営店舗および百貨店店舗の効率化と収益の確保

直営店舗や百貨店における不採算店舗の撤退を進めてきた事により一定の効果を得ているものの、引き続き各店舗の採算性を注視し効率化と収益の確保を目指します。百貨店との取引においては、短期の催事への出店を積極的に検討し売上増大に取り組みます。EC事業の売上が婦人靴事業の中核となる中で、直営店舗および百貨店店舗については、お客様との接点を活かしながらブランドを発信する拠点として活用していきます。

2. EC事業を軸とした事業収益の改善

これまで、当社主力事業であった小売事業を縮小させ、ECサイト販売を重視する方向で諸施策を展開した結果、EC事業は一定の伸びを示し、売上全体に占める割合も上昇しております。全社の事業収益の改善に向けて、EC事業を軸として、更なるオムニチャネル化体制及びセールスプロモーションの強化に取り組み積極的な販売活動を実施してまいります。

3. 販売方法の見直しと強化、在庫管理の徹底

シーズン毎に提案し仕入れた商品の販売について、想定する販売期間内にてしっかり売り切れるよう販売戦略を見直し強化します。顧客の需要を分析しタイムリーな販売価格の決定と迅速な判断で翌シーズンへ持ち越す在庫数を極力少なくし在庫回転率を向上させる取り組みを行い、マーチャンダイザーや在庫コントローラーの役割を明確にし在庫管理を徹底します。

4. 事業領域拡大事業

既存の主力事業である婦人靴の小売事業及びEC事業だけでなく、主力事業に付随する新たな事業を模索・展開していくことで将来的な売上高の増加・収益確保を図ってまいります。既に取り組みを開始しているSDGs関連商品や美術品等の販売においては、取扱商品や顧客へのアプローチ方法等を再検討し、新たな事業の領域拡大を目指してまいります。

財務施策

継続した資金調達の実施による財務基盤の安定化

当社は、2020年1月、2021年4月及び2022年4月に第三者割当による新株予約権の発行を行い、円滑な権利行使が進む中、資本の充実を図ってまいりました。当事業年度の末日において当該新株予約権による資金調達額は2,642,880千円となり、事業領域拡大資金等に充当しております。なお、

2024年1月末時点の未行使新株予約権の調達可能額は813,460千円であり、当社としては、継続して既存の新株予約権未行使分における行使状況の把握を行い、また、必要であると判断した場合は行使価額の引き下げや追加的な資本増強による資金調達を検討するなど財務基盤の安定化に取り組んでまいります。

以上の施策をもって抜本的な改善をしていく予定ですが、事業施策及び財務施策の実現可能性は市場の需要動向等の今後の外部環境の影響を受け、新株予約権の行使や追加的な資本増強による調達について確約されるものではないことから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に基づくクーポン利用による売上値引発生に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売

当社の顧客との契約から生じる履行義務は、小売（直営店、百貨店）、ECにおける靴等の商品販売の提供であり、顧客に商品を引き渡した時点でその対価としての収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ. 自社ポイント

商品の販売時に顧客に付与したポイントについては、付与したポイントを顧客に対する履行義務と認識して契約負債を計上し、顧客がポイントを売上値引として利用した時点で収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品 133,896千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,943千円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 売上原価に含まれる棚卸資産評価減

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、棚卸資産評価減29,543千円が売上原価に含まれております。

- (2) 減損損失の内訳

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地 域	主 な 用 途	種 類	金 額 (千 円)
関 東 地 方	共 用 資 産	工具、器具及び備品、商標権	2,317

当社は事業形態の違いにより、小売事業、EC事業及びその他事業にグルーピングし、小売事業は各店舗別にグルーピングしております。また、本社等の全社的な資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、減損の兆候を共用資産を含む、より大きな単位で検討し、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を正味売却価額に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その主な内訳は、「工具、器具及び備品」2,103千円、「商標権」213千円です。

なお、正味売却価額については、零としております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 56,889株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,414千円
棚卸資産評価損	14,054千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	14,375千円
減損損失	12,155千円
株主優待引当金	25,515千円
繰越欠損金	1,326,946千円
その他	19,825千円
繰延税金資産小計	1,416,284千円
評価性引当額	△1,416,284千円
繰延税金資産合計	一千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 ネットプライス (注) 1	(被所有) 直接 9.58	当社へ 出資	新株予約権の行使 (注) 2	160,800	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社役員立川光昭氏が議決権の過半数を所有しております。
2. 2022年4月27日の定時株主総会決議に基づき発行した第3回新株予約権の権利行使を記載しております。なお、取引金額は、新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	8円39銭
(2) 1株当たり当期純損失	54円68銭

11. 重要な後発事象に関する注記

第3回新株予約権の行使による増資

当事業年度の末日後、2024年3月25日までの間に第3回新株予約権の一部行使が行われました。当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

①行使新株予約権個数	24個
②資本金の増加額	16,200千円
③資本準備金の増加額	16,200千円
④増加した株式の種類及び株数	普通株式 240,000株

12. その他の注記

(1) 退職給付会計関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

② 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	46,946千円
退職給付引当金	46,946千円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	7,398千円
退職給付費用	7,398千円

(2) 千円単位の記載は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月28日

株式会社アマガサ
取締役会 御中

海南監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 溝口 俊一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仁戸田 学
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アマガサの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アマガサ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度を含めると6期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、並びに8期連続した親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においては、売上高は919,746千円で前連結会計年度に比較して34.0%減少し、営業損失573,304千円及び親会社株主に帰属する当期純損失596,311千円を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、当連結会計年度の末日後、2024年3月25日までの間に第3回新株予約権の一部行使が行われた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年3月28日

株式会社アマガサ
取締役会 御中

海南監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 溝口 俊一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 仁戸田 学
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマガサの2023年2月1日から2024年1月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度を含めると6期連続した営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上、並びに8期連続した当期純損失を計上し、当事業年度においては、売上高は919,746千円で前事業年度に比較して34.0%減少し、営業損失570,178千円及び当期純損失596,266千円を計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、当事業年度の末日後、2024年3月25日までの間に第3回新株予約権の一部行使が行われた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

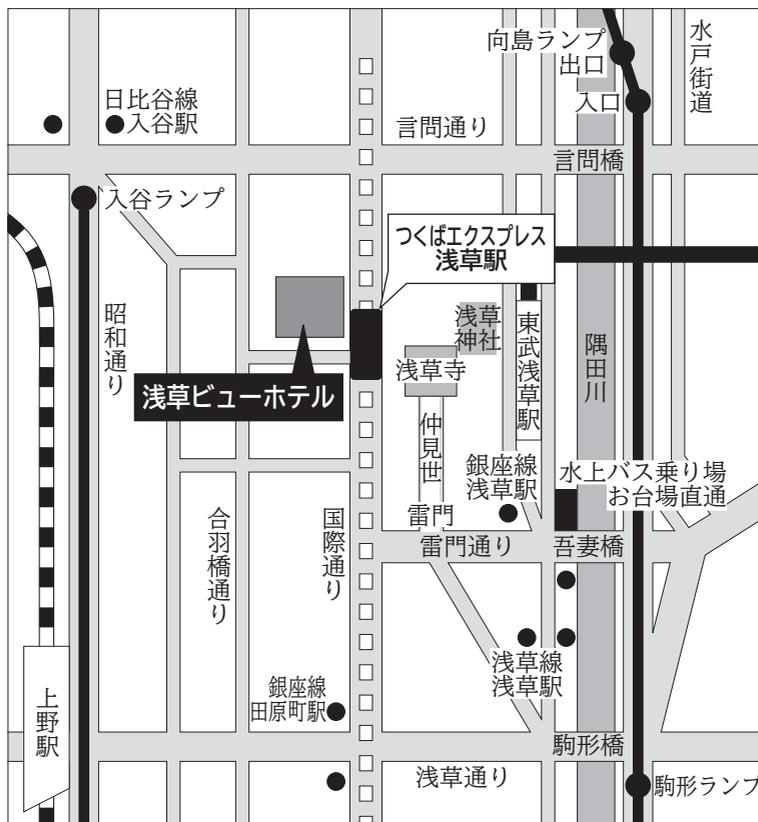
2024年3月29日

株式会社アマガサ 監査役会
常勤監査役 池田 かおる ㊟
社外監査役 塩月 潤道 ㊟
社外監査役 角田 亮 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間



- | | |
|------------------------|--------|
| 首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス「浅草駅」 | 直結 |
| 東京メトロ銀座線「田原町駅」 | 徒歩7分 |
| 東京メトロ銀座線・都営浅草線「浅草駅」 | 徒歩10分 |
| 東武鉄道・東武スカイツリーライン「浅草駅」 | 徒歩10分 |
| JR「上野駅」 | タクシー5分 |